

高等学校 入試における優遇措置について

①海外帰国生への優遇

下記のすべてに該当する場合、入試合計点を1.2倍して、提出書類をもとに総合判断する。

- 1年6カ月以上海外に在留した経験をもち、かつ帰国後3年を経っていない者。
(2019年3月までに帰国予定の者も含む)
- 本校所定の海外在住証明書（海外での活動を示す追加資料の提出可）を提出すること。

②英語検定取得者への優遇（入試英語での点数の置き換え）

英検2級以上の取得者の英語の得点を80点とみなし、当日の得点と比較し高い方の得点を採用します。

英検準2級の取得者の英語の得点を70点とみなし、当日の得点と比較し高い方の得点を採用します。

※両方の優遇措置に該当する場合は、②の優遇をした後、①の優遇を加えます。

申請方法

優遇措置を利用する場合、優遇措置利用の項目にチェックを入れたうえで、出願時に海外在住証明書、英検合格証のコピーを貼付した指定の別紙を願書とともに提出して下さい。（郵送による出願も同様）
指定用紙のダウンロードは以下をクリックして下さい。

- [2019年度 海外在住証明書（PDF ファイル 71KB）](#)
- [2019年度 英語検定取得者への優遇申請用紙（PDF ファイル 207KB）](#)

以上